

松原運輸で働いていた菅谷さんの労働審判は、損害賠償請求訴訟に統合するため、取り下げの手続きになりましたが、本訴はこれから本番。今月二十九日の十時から第二回期日が入っています。

強制徴収へ 給料明細を 今すぐ手エツク!

**事業主の皆様へ
栃木県と県内全市町からの重要なお知らせです!**

**平成27年度から
個人住民税の特別徴収義務者への
指定を一齐に行います。**

**事業主の皆様、従業員の方の個人住民税を
特別徴収(給与から引き去り)し、納入していただきます。**

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

◆原則、全ての従業員の方が対象となります。
これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、全ての従業員の方が対象となります。

◆所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として、従業員の方(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律で義務付けられています。(地方税法第321条の4及び市町村条例)

特別徴収義務者に指定する対象者
所得税の源泉徴収義務のある給与支払者(事業主)の方が対象です。

※次の条件に該当する従業員の個人住民税は、事業主の方からの申出により普通徴収(従業員が納付書で納める方法)とすることもできます。

【給与所得者(従業員)】

- 1 法令等により普通徴収が認められる者
(1)年度の初日(4月1日)において給与の支払を受けていない者
(2)給与の支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けている者
(3)年間の給与所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の者 等
- 2 当面、普通徴収を認める者
(1)他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者
(2)毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
(3)給与が毎月支給されていない者(不定期受給者)
(4)専従者給与を支給されている者
(5)退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の者 等

※次の条件に該当する事業主の方は、申出により特別徴収を行わないこともできます。

【給与支払者(事業主)】

- 1 法令等により普通徴収が認められる者
常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者
- 2 当面、普通徴収を認める者
事業所全体の受給者数から上記「給与所得者(従業員)」の1及び2に該当する者を除いた人数が2名以下の事業主 等

裏面もご覧ください

組合員のみならず、ネットからご覧になっているみなさん、本年も宜しくお願いします。

さて、私たちサラリーマンは多くの場合、毎月のお給料を頂く際、給料から社会保険料などの他に、所得税なども控除されています。

ただ、一部の企業では、「住民税」という項目の欄があると思いますが、引かれていないものがあると思いませんか?

このまま、うっかりも含めて放置している左図は、その関係する資料です。多少、見づらいかもありませんが、今年の4月から、事業主の義務として、賃金を支払う時に、社会保険料等と同様に控

と、「国税徴収法に規定する滞納処分例」に基づき、何回かの督促を経たあと、預金通帳などに現金があると、追徴金も含めて差し押さえが執行されます。

「納付書」を使った「普通徴収」という方法で納付する事になります。これでは面倒で、何よりも、うっかりして最悪滞納をしてしまうケースも発生してしまっています。

差し押さえが...
このまま、うっかりも含めて放置している

栃木いすゞが18万で組合員を提訴 不具合の説明責任も果たさず



組合員渡辺三郎さん
はいすゞギガのタンク車(消石灰運搬平成十五年車)に乗っています。

一昨年リアスプリングにズレが生じて破損するという故障が発生しました。

渡辺さんはいつも定量積載で悪路を走行することもなく、スプリングの設計自体に問題があるのではないかと調べたところ、同型スプリングの破損を複数車両で確認しました。

国土交通省の「不具合情報」にも同様の事案が掲載されています。しかし、リコールの届け出はありません。

専門家に確認したところ、「この型は旧タイプのトラニオンを使用しており、新しい厚みのあるスプリングと合っていないためズレが生じて割れる」という説明を受けました。

欠陥であることを確認した渡辺さんは「クレーム処理すべき故障だ」と栃木いすゞ佐野工場に訴えました。

ところがなんと、栃木いすゞは、請求を放棄するどころか修理金額十八万円の支払いを求め、足利簡易裁判所に提訴したのでした。

しかも法廷でいすゞの弁護士は不具合問題には一切触れず、販売してからすでに一〇年が経過していることを盾に、欠陥があったとしても「時効」が成立していると主張、裁判官が「いくら減額を」と提案してもピタ一文まけませんでした。

一個人が大企業を相手に十八万円の事件で弁護士を雇い争えるのでしょうか。

栃木いすゞの企業体質を疑わざるを得ません。

除しなければならなりません。

この結果、納付の手続きが解消され、何よりも滞納という不祥事も解消されます。

春闘要求に掲げよう

お給料から引かれていない会社で働く皆さん、4月の施行に向けて今から準備しましょう。

社長に説得し、会社にもメリットがあることを訴え、納税の義務を果たしましょう。

(石)

健康診断会のお知らせ

今年も組合で健康診断を行います。

早期発見、早期治療が大切とわかっています。仕事に追われてなかなか病状を察知しにくいのが現状です。

組合では仕事を休まず受診できるように日曜日の午前中、組合事務所にレントゲン車を手配し医師の診察も組合事務所2階会議室で行います。

また、検査費用も5400円です。

検査項目
医師診察・血圧測定・尿検査・計測(身長、体重、視力)・聴力・胸部レントゲン・血液検査(貧血、肝機能、脂質、血糖)・心電図・胸囲・骨密度測定(女性のみ)

(法令で定める事業主が従業員に行うべき検査項目を満たしています)

費用 四千元

日時 三月二十九日(日曜日)

場所 午前十時